

北九州市住生活基本計画（第2期）素案及び
 北九州市高齢者居住安定確保計画（第2期）素案
 に対する市民意見募集の結果及び計画案について（報告）

1 意見募集期間

平成29年12月15日から平成30年1月15日まで

2 北九州市住生活基本計画（第2期）（素案）について

(1) 意見提出状況

- ア 提出者 8人
- イ 提出意見数 35件
- ウ 提出方法
 - i) 持参 3人
 - ii) 電子メール 5人
- エ 提出された意見の内訳

項目	件数
計画全般に対する意見	10
計画の推進	5
住生活の範囲や関連計画	3
その他	2
現状に対する意見	3
現計画の進捗や現状分析	3
施策に対する意見	20
子育て支援	1
定住促進	1
高齢者向けの施策	2
環境	1
郊外住宅団地の再生	1
良質な住宅ストックの形成	2
既存ストックの有効活用・空き家対策	9
市営住宅のマネジメント	2
地域コミュニティ	1
重点テーマに対する意見	1
「街なか」の考え方	1
成果指標に対する意見	1
最低居住面積水準未達の世帯率	1
合計	35

オ 反映結果

項目	件数
1 計画に掲載済み	7
2 追加・修正あり（語句修正）	2
3 追加・修正なし	26
合計	35

(2) 提出された市民意見の概要と本市の考え方

資料1のとおり

(3) 計画素案の修正内容

資料3のとおり

(4) 計画（案）

資料4のとおり

3 北九州市高齢者居住安定確保計画（第2期）（素案）について

(1) 意見提出状況

- ア 提出者 4人
- イ 提出意見数 11件
- ウ 提出方法
 - i) 持参 2人
 - ii) 電子メール 2人
- エ 提出された意見の内訳

項目	件数
計画全般に対する意見	1
計画期間	1
施策に対する意見	9
高齢者の住まい	3
防災対策	1
間合せ先等	3
住宅の断熱化	1
その他	1
成果指標に対する意見	1
高齢者向け住まいの割合	1
合計	11

オ 反映結果

項目	件数
1 計画に掲載済み	2
2 追加・修正あり	1
3 追加・修正なし	8
合計	11

(2) 提出された市民意見の概要と本市の考え方

資料2のとおり

(3) 計画素案の修正内容

資料3のとおり

(4) 計画（案）

資料5のとおり

4 策定スケジュール

平成30年3月 議会へ報告

4月 計画（第2期）の成案公表

北九州市住生活基本計画（第2期）（素案）に対する 市民意見と本市の考え方

【意見内容】

- 1 賛意や共感を述べた意見
- 2 賛意を示し、取組み強化を求める意見
- 3 賛意を示し、今後の進め方や追加の考えを述べた意見
- 4 計画内容に対して修正を求める意見
- 5 その他の意見

【対応方向】

- ① 計画に掲載済み
- ② 追加・修正あり
- ③ 追加・修正なし
 - (1) 賛意を示す意見
 - (2) 質問・提案・要望
- ④ その他

No	項目	市民意見の概要	本市の考え方	意見内容	対応方向
1	計画全般に対する意見 計画の推進	この基本計画では多様な世帯のニーズに対する居住支援策が示されているが、実際には、一人の人間が成長して子育て世代となり、高齢者となり、やがて病を得て死んでゆく。こうしたことを念頭に、一人ひとりが、自分の住生活計画をもつことが重要ではないか。	ご指摘のとおり、市民一人ひとりがご自身の人生における住生活計画を持つことは有意義と考えます。 このため、施策推進のための各主体の役割に「市民」の役割を記載するとともに、市として市民の住まいづくりに関わる活動を支援するなど協働に基づいた施策を展開してまいります。 【p 23】	5	①
2		高齢になっても住み慣れた自宅にできるだけ長く住んでいたいというのが、多くの人の理想だと思う。この基本計画が着実に実施されることによって、少しでも理想に近い生活ができるようになることを期待する。		1	③ (1)
3		この基本計画が絵に描いた餅に終わらないよう、実施体制の整備、財源の確保などが着実になされることを望む。		1	③ (1)
4		この素案では大変頼もしい文言が何回か出てきている、「研究」である。いろいろな社会事象等に対してあらゆる角度からスタディをしていくことはとても重要で、他とコラボしていくことはとても素晴らしいことである。	目指すべき将来の住生活像の実現に向け、関係部局や関係団体等と連携して、各種施策の推進に積極的に取り組んでまいります。	1	③ (1)
5		住宅の数が充足する中、家を選ぶ人の選択肢は多くなっている。一方で、高齢者や障害のある人、低額所得者、外国人などは、そのニーズにあった物件の少なさや家主の不安などの理由により、住宅の確保に苦労されていると聞く。 今回、その解消に向けた取組みに力をいれていただけるようなのでありがたい。		1	③ (1)

No	項目	市民意見の概要	本市の考え方	意見内容	対応方向
6	計画全般に対する意見 住生活の範囲や関連計画	“住生活”は、教育、雇用、福祉、産業、交通、防災などあらゆる行政施策と密接に関連していると思う。そのうち、どこまでをこの基本計画で取り上げるのか線引きがわかりにくい。 “住宅に関わること”とするならば、子育て支援、地域福祉、安全・安心、まで住宅政策と位置づけて論じるのは少し無理があるのではないかと？	「住生活」とは、生活のうち、住むことに関することです。生活の三要素である「衣食住」の「住」に係るものであり、住宅そのもののみならず、地域における住環境の形成、福祉サービスなどの居住サービスを含んでいます。 従って、住宅に居住することを核としつつ、住宅単体に比べて広がりのある概念です。そのため、住宅や住環境に関連のある他の計画とも連携を図りながら、総合的に施策を推進してまいります。	4	③ (2)
7		住生活(住環境)については住宅と多様な住み手だけの関係にとどまらず、市基本構想・基本計画、庁内関連計画とのつながりをもう少し明確にした方がより分かりやすいかと思う。タテ割りの展開では部分最適解にならないとも限らない。		4	③ (2)
8		P2：本計画は北九州市健康づくり推進プランとの関連性はないのか。		5	③ (2)
9	その他	素案は医療・健康分野や子育て世帯、高齢者世帯や低所得層等への対策的な提案が強いようだが、社会政策というよりも未来政策的な多岐にわたる未来の北九州に投資する包括的な戦略政策が必要ではないか。	目指すべき将来の住生活像の実現に向け、優先的に対応すべき施策を「重点テーマ」として位置付けるとともに、産業や環境、福祉、子育て等といった様々な分野と連携し、総合的に施策を推進してまいります。	4	③ (2)
10		システム技術的な思考が重要になってくる。アウトカムの視点が重要になり、都市経営では欠かせない。 負の資産をつぎの時代の市民に先送りしてはいいのだろうか？ 持続可能なこととは次の時代をもしっかりと考慮に入れることでもある。	基本目標に、「3：良質な住宅ストックの形成と住宅市場の活性化」、「4：地域特性に応じた持続可能な住環境の形成」を掲げ、次の時代に向け、街なか活性化に寄与する住まいづくりや地域コミュニティの維持・向上の促進にも関係部局や関係団体等と連携して各種施策に取り組んでまいります。	4	③ (2)
11	現状に対する意見 現計画の進捗や現状分析	現行の「北九州市住生活基本計画」の進捗の状況や実施結果はどのようなものであったか、それを第2期計画にどのように反映させようとしているのか。	第2期の計画を検討するにあたり、現行の成果指標の進捗状況等を確認し、反映することとしました。 現計画では、市民の住宅や住環境に対する満足度が大きく進捗し、サービス付き高齢者向け住宅の供給や市営住宅のバリアフリー化やふれあい巡回員が訪問する戸数も概ね進捗していますが、共同住宅の共用部分のバリアフリー化、最低居住面積水準未達率、リフォーム戸数の住宅ストック戸数に対する割合など住宅全般の質の向上に関する成果指標の進捗及び近隣市町村への転出抑制に関する成果指標の進捗は十分ではありませんでした。 そのため、進捗が十分でなかった取組みについては、第2期の計画の重点テーマとして設定し、優先的に取り組むこととしています。 ご指摘のとおり、成果指標として数値化しにくい領域もありますが、様々な施策を総合的に推進していくことにより、市民の住宅や住環境に対する満足度を高めてまいります。	5	③ (2)
12		北九州市住生活基本計画（第1期）の総括（成果・課題等）および次世代につながる社会資産化形成の有無。一番大切なのは全国計画に沿うとともに、北九州の地域課題を取り込みながら、次の時代への有形・無形の北九州資産につながることであろう。数値目標でモノ・コトの達成だけでなく、現在では数値化しにくい領域であっても未来につながることであれば考慮すべきである。	ご指摘のとおりです。p18の「生活保護世帯数も増加傾向にあります。」を、「生活保護世帯数はここ数年は横ばいで推移しています。」に修正します。【p18】	4	③ (2)
13		P18で、生活保護世帯が増加傾向とあるが、P11ではここ数年では横ばいと記載されている。増加傾向にはないのではないかと。	ご指摘のとおりです。p18の「生活保護世帯数も増加傾向にあります。」を、「生活保護世帯数はここ数年は横ばいで推移しています。」に修正します。【p18】	4	②

No	項目	市民意見の概要	本市の考え方	意見内容	対応方向
14	施策に対する意見	子育て支援 P27「身近な地域で子育てを支える取組みを進めます」と書かれているが、具体的にはどのような取組みなのか。	乳幼児の親同士が気軽に集い交流できる「親子ふれあいルーム」の運営や、身近な地域で活動する育児サークル・フリースペースの取組みを支援します。また、ボランティアの会員間による子どもの預かり・送迎など子育て支援サービスの充実を図ります。	5	③ (2)
15		定住促進 P28に市外から転入してくる方への支援が記載されているが、転出を抑制することも必要な事だと思うので、現在市内に住んでいる人たちへの支援もあった方がよいと思う。	ご指摘のとおり、市内居住者の定住支援も重要な取組みと考えています。そこで、「◆市内居住者などの定住促進」として、地元就職等を支援するための新卒者の住宅確保の支援やライフステージ・ライフスタイルに応じた住宅改善・住み替えニーズに対する支援などの充実を図り、今後も安心して本市に住み続けることができる環境づくりに努めてまいります。【p29】	3	①
16	高年齢者向けの施策	P29「北九州市版生涯活躍のまち」は、どのようなまちが北九州市内のどこにできるのか。	本市では、「地域再生計画 住むなら北九州市！北九州市版生涯活躍のまち」（平成28年12月策定）においてモデルエリアとして「守恒周辺地区」「黒崎周辺地区」「洞南四地区」「一枝周辺地区」「山路松尾・高尾周辺地区」「八幡駅周辺地区」の6地区を設定し、中高年齢者の社会活動への参加推進、高齢者の居住環境の整備、地域における継続的なケアが提供できる環境づくり、その他移住支援などの事業を行うこととしています。	5	③ (2)
17		前期高齢者が働く場の構築がいろいろな面から求められてきているのではないかと。高齢者を中心とした、社会保障のコスト軽減につながる可能性が高い。	ご指摘のとおり、本市では平成27年12月から「ていたんポイント」を実施しています。ご意見を踏まえ、p38の「環境家計簿やエコポイント制度等を活用し、」を、「環境家計簿やていたんポイント（エコポイント制度）等を活用し、」に修正します。【p38】	5	①
18	環境	P38：エコポイントが挙げられているが、北九州市の計画なので「ていたんポイント」という言葉を挙げて認知度を高めて欲しい。	ご指摘のとおり、本市では平成27年12月から「ていたんポイント」を実施しています。ご意見を踏まえ、p38の「環境家計簿やエコポイント制度等を活用し、」を、「環境家計簿やていたんポイント（エコポイント制度）等を活用し、」に修正します。【p38】	4	②
19	再生 郊外住宅団地の	P41の「郊外住宅団地の再生の検討」について関心がある。高齢化や空き家が問題になると思うが、再生のためにどのような方法が考えられるか。	ご指摘のとおり、郊外住宅団地では様々な課題が考えられますので、今後、既存の地域資源の活用策などについて、研究してまいります。	5	③ (2)
20	良質な住宅ストックの形成	P34：「長期優良住宅の普及」、P35：「既存住宅のリフォームの促進」について、いずれも企業が利益追求のためにすでに行っている。市が費用（税金）をかけて行うまでもないのではないかと。	従来の「つくって壊す」スクラップ&ビルド型の社会から「いいものをつくって、きちんと手入れをして長く大切に使う」ストック活用型の社会への転換が求められています。	4	③ (2)
21		住宅が耐久消費財に成り下がってしまい、商品化した住宅地では地域コミュニティが希薄になりつつある。住宅に限らず、いいものをつくって長く使うというストック型社会の形成も重要である。SDGs の取組と大きく合致する。	良質な住宅ストック形成と利活用を促進するため、長期優良住宅等の普及及び情報提供や既存住宅の質を高めるリフォームの促進を図ってまいります。【p34、35】	1	③ (1)

No	項目	市民意見の概要	本市の考え方	意見内容	対応方向				
22	施策に対する意見	既存ストックの有効活用・空き家対策	P22：「既存ストックの有効活用」について 理念は素晴らしいが、長期間にわたりそこに存在するため、ロックインの懸念がある。よって、既存ストックの有効活用の方法については今までより質の高い審査が必要かと思う。		3	①			
			自動車で中古車に乗るのが普通（一般的）なように、また、アメリカで中古住宅の購入が普通なように、北九州市でも中古住宅の購入が普通となっていくよう、安心して中古住宅を選べるようにしてほしい。				既存ストックの有効活用にあたっては、既存住宅に対する不安を払拭し、安心した売買が行われるよう、宅建事業者等と連携してインスペクション（建物状況調査）や安心R住宅、既存住宅売買かし保険の普及・啓発に取り組むとともに、良質なストックについては、改修の助成等により、更なる活用促進を図ります。【p36】	2	①
			今後も市内各地で適切に管理されない空き家が増加することが考えられる。 風通しのよい、既存住宅を安心して取引できる仕組みの確立は必要不可欠な取組みであり、基本計画のその他のテーマにおいても相乗効果によって想定以上の成果が上がる可能性も考えられる。 また、行政の関与により、住宅ストックの質の向上も図られ、住宅市場の活性化に伴う経済効果にも期待が持てる。					1	③ (1)
			P34：「既存住宅のバリアフリー化」について、バリアフリーも大切だが、P9で障害のある人の数の推移のとおり、身体障害が最も多い。				ご意見のとおり、身体障害のある人も安全・安心に住み続けられるよう、住宅等のバリアフリー化を推進してまいります。	1	①
			P45の建物状況調査は費用が必要か。売主が費用負担するのか。また、建物状況調査はだれに頼むのか。				インスペクション（建物状況調査）は、住まいの専門家が建物検査を行い、建物の状態を明らかにするものです。 ご利用は、「住まいの健康診断」応援宣言事業までご相談ください。（問い合わせ先：一般財団法人福岡県建築住宅センター TEL:092(781)5169） 診断には、物件所有者や購入希望者いずれも可能で、診断メニューに応じて利用者負担額が発生します。（県等の一部補助があります。）【p36】	5	③ (2)
27		今のご時世、空き家の利活用に民泊が挙げられていないことに疑問を感じる。特に最近外国人観光客が増えているようなので、民泊も挙げるべきではないか。	ご指摘のとおり、空き家を民泊に利用することは、空き家を利活用する施策のひとつと考えます。民泊に限らず、店舗や地域活動などでも空き家の利活用が進むよう引き続き空き家バンクなどで情報提供を行うとともに、空き家を地域活性化のために活用することを希望する方と空き家を提供したい方をマッチングする仕組みづくりも検討します。【p36】	4	③ (2)				
28		街なか居住を進めるとともに空き家の活用も促進するため、「街なか」の空き家の活用策を重点化することが必要ではないか。	空き家の活用は重要な課題であり、重点テーマ2に「既存住宅の質の向上と空き家の利活用の促進」を掲げ、重点的に取り組むこととしています。あわせて、平成29年4月から、立地適正化計画に基づき、街なか（居住誘導区域内）への居住を誘導してまいります。	3	③ (2)				

No	項目	市民意見の概要	本市の考え方	意見内容	対応方向
29	施策に対する意見 既存ストックの有効活用・空き家対策	受け継ぐ人がいない住宅が増えているように思う。空家になる前に、住宅を買い取ってくれたり、活用を代行してくれるサービスがあれば利用を検討したいが、そうした情報に接する機会が少ない。安心して相談できる窓口を設置して欲しい。	本市では、「空き家バンク制度」により、空き家の売却・賃貸を希望する方の物件情報を市に登録し、購入・賃借を希望する方へ提供することで、空き家の有効活用を図っています。 空き家物件の売買・賃貸借契約の手続きは、市と協定を締結している宅地建物取引業者が行いますので、安心してご利用いただけます。「空き家バンク」に関する詳しい情報は市ホームページ (http://www.city.kitakyushu.lg.jp/ken-to/07400055.html) をご覧ください。	5	③ (2)
30		いずれ親の家を相続することになるが、現在の家から遠く、売却や賃貸化した方がよいと考えている。市役所に相談窓口などはないのか。 また、相談窓口がない場合、どこに相談すればよいのか。	また、「一般社団法人移住・住みかえ支援機構 (JTI) TEL:03(0757)5211」では、50歳以上の方が所有する耐震性が確保されたマイホームを借上げて転貸し、安定した賃料収入を保証する「マイホーム借上げ制度」も実施しています。	5	③ (2)
31	市営住宅のマネジメント	計画の中に、「市営住宅の管理戸数を縮減していく」との記載があるが、高齢者など、住宅確保要配慮者が増加傾向にある中で、大丈夫なのか。	本市の世帯数は、微増した後、減少に転じる見込みです。また、本市の市営住宅は、全世帯数に占める管理戸数の割合が政令市平均の約2倍あり、老朽化した市営住宅を全て建て替えるには多額の費用が必要となります。そのため、本市では平成28年2月に「公共施設マネジメント実行計画」を策定し、世帯数の減少予測等に合わせ市営住宅の管理戸数を縮減していくこととしています。 縮減にあたっては、民間住宅へ入居することが困難な高齢者、障害者世帯等に対する募集や、現在入居している世帯の住み替え等について、配慮しながら取組みを進めます。 なお、平成50年頃から耐用年数を経過した市営住宅が増加し、戸数を大幅に減少させることとなりますが、その際は、改めて世帯の状況などを踏まえながら、空き家など民間住宅を活用することにより、必要なサービス水準を維持することとしています。	5	③ (2)
32		市営住宅の建替えは公営住宅の枠や従来の建築計画の視点にとらわれることなく、社会課題に対応でき、時代変化に対応できるモデル実験の場としての展開が望まれる。	市営住宅の建替えについては、「公共施設マネジメント実行計画」に基づき、市営住宅の計画的な集約・再配置に取り組んでいくこととしています。 また、集約・再配置により発生した用地については、まちづくりの視点を取り入れながら、民間売却や貸し付けなどにより、積極的な利活用を図ることとしています。【p40】	3	③ (2)

No	項目	市民意見の概要	本市の考え方	意見内容	対応方向
33	施策に対する意見 地域コミュニティ	住民同士の交流がなくなると安全・安心の確保にも支障が生じ、住みにくいまちになってしまう。少子高齢化が進んでも地域コミュニティが維持されるなんらかの仕組みが必要ではないか。	今回、目指すべき将来像の中に「ともに住みたい」を新たに掲げています。様々な年代や多様な人たちがともに支え合い暮らせるまちを目指し、基本目標4の基本施策に「③地域コミュニティの維持・向上の促進」を位置付け、多様な活動主体の協働・連携による暮らしやすい地域づくりの推進や地域コミュニティの活性化、担い手の育成と取組みへの支援のあり方について検討してまいります。【p41】	3	①
34	重点テーマに対する意見 「街なか」の考え方	P48：折尾地区は年中芦屋自衛隊の航空機騒音があり、決して本計画に挙げられるような質の高い住宅地ではない。本基地や公害の発生している工場の移転は現実的ではないため、「街なか」の選定は多面的な視点で見ることが必要である。	本計画では、「街なか」とは、北九州市立地適正化計画に定めた折尾地区も含めた居住誘導区域を指します。なお、工業専用地域や災害発生の恐れがある地域などは含みません。	4	③ (2)
35	成果指標に対する意見 最低居住面積水準 未満の世帯率	P43：「最低居住面積水準未満の世帯率の指標設定」について、最低居住面積水準未満の世帯の大半はワンルームマンションではないだろうか。不動産会社のウェブでみても25㎡未満の物件が多数抽出される。 学生にとっては狭くても暮らせればいいという人もいます。これらをすべて是正することは学生が北九州で生活しにくくなる環境になると思われるため、一概に改善しなければならない問題とは思わず、指標の再考をお願いする。	最低居住面積水準未満の世帯率を早期に解消することは、全国計画に定められている指標であり、本市としても全国計画を踏まえ、成果指標にしています。 なお、ご指摘の「単身の学生や単身赴任者等であって、比較的短期間の居住を前提とした面積が確保されている場合」は当水準の面積によらないことができますとされています。【p58】	4	③ (2)

北九州市高齢者居住安定確保計画（第2期）（素案）に対する 市民意見と本市の考え方

【意見内容】

- 1 賛意や共感を述べた意見
- 2 賛意を示し、取組み強化を求める意見
- 3 賛意を示し、今後の進め方や追加の考えを述べた意見
- 4 計画内容に対して修正を求める意見
- 5 その他の意見

【対応方向】

- ① 計画に掲載済み
- ② 追加・修正あり
- ③ 追加・修正なし
 - (1) 賛意を示す意見
 - (2) 質問・提案・要望
- ④ その他

No	項目	市民意見の概要	本市の考え方	意見内容	対応方向
1	計画全般に対する意見 計画期間	北九州市住生活基本計画は計画期間が10年だが、この計画は5年間となっているのはなぜか。	住生活基本計画は全国計画や福岡県住生活基本計画と連携して進めていく必要があるため、両計画と同様に計画期間を10年とし、成果指標等の根拠となる主な統計調査が5年ごとに実施されていることなどから、その結果や社会情勢の変化等に応じて、適宜見直すこととしています。 本計画は、住生活基本計画の施策別計画であり、また、住生活基本計画の見直しや関連計画である（仮称）いきいき長寿プラン（計画期間3年）と連携して施策を検討することができるよう、現計画と同様に計画期間を5年としています。	5	③ (2)
2	施策に対する意見 高齢者の住まい	「高齢者になって住まい（施設）が変わったことにより、環境の変化に適応できず、転倒などにより寝たきりになった。」という話を聞く。できるだけ、高齢者が住み慣れた家（施設）で住み続けられるような取組みも重要と考える。	ご意見のとおり、高齢者が住み慣れた地域で住み続けられるよう、住まい・医療・介護・生活支援などの「安心」を確保するとともに、見守りなど地域で支え合う仕組みづくりに取り組みます。 具体的には、在宅生活を支援するサービスの充実や多様な見守り支援の充実など、地域包括ケアシステムの構築を行うとともに、高齢者のニーズに対応した多様な住まいの確保を図ってまいります。	1	①
3		高齢者が「高齢者（向け）の住まいに住み替えを行う場合、①自宅から直接移ることもあれば、②一旦、病院に入院してその後に移ることもある。このため、住み替えの情報については、行政機関からのみではなく、医療機関からも提供できることが重要と考える。ついては、このような環境づくりもぜひ取り組んでいただきたい。	区役所などで、高齢者のニーズに対応した住まいの情報提供を行うとともに、地域包括ケアシステムを構築し、関係機関・団体と連携した情報提供に取り組んでまいります。	3	③ (2)

No	項目	市民意見の概要	本市の考え方	意見内容	対応方向
4	施策に対する意見	高齢者の住まい 親が老老介護をしており、街なかの施設などが利用できれば、今まで以上に様子を見に行くことも可能になる。夫婦で入ることができる施設や借家があるといいと思う。	夫婦で入居できる高齢者向け住まいとしては、バリアフリー仕様で安否確認や生活相談を行う生活援助員を派遣している高齢者向けの市営住宅（ふれあいむら）のほか、家賃補助を行う高齢者向け優良賃貸住宅、見守りや生活相談サービスを提供するサービス付き高齢者向け住宅などがあります。 また、介護の施設等では、施設が介護サービスを提供するケアハウスや介護付有料老人ホームなどもあります。市のホームページに、「高齢者のすまいガイド」として掲載しています。具体的な相談は、区役所や地域包括支援センターで受けています。	5	③ (2)
5		防災対策 地震などの災害や火災時など緊急時に備える取組みについての記載がもう少しあったらよかったと思う。	災害など緊急時の取組みについては、高齢者向けの住まいに関する施策に限らないため、住生活基本計画の中で「安全・安心に住み続けることができるまちづくり」（P41）として、街なかの安全・安心な住環境づくりや防犯性の高いまちづくりを進めることとしています。	3	③ (2)
6		問合せ先等 P35 「マイホーム借上げ制度」についてもっと詳しい情報が欲しい。	当制度は、50歳以上の方が所有する耐震性が確保されたマイホームを借上げて転貸し、安定した賃料収入を保証する制度で、「一般社団法人移住・住みかえ支援機構（JTI）（TEL:03(5211)0757）」が運営しています。詳しくは公式ホームページ内の該当ページ（ https://www.jti.jp/lease/ ）をご覧ください。	5	③ (2)
7		P35「高齢者のすまいガイド」は北九州市役所のホームページでダウンロード可能か。	「高齢者のすまいガイド」は市ホームページにてダウンロードができます（ http://www.city.kitakyushu.lg.jp/ken-to/file_0615.html ）。 また、区役所や市民センター、地域包括支援センターなどで配布しています。【p35】	5	③ (2)
8		P37「在宅生活を支援するサービスの充実」の中に、介護保険サービスやその他のサービスが記載されているが、このようなサービスがあることを知らなかった。他にどのようなサービスがあるのかわかるような市のサイトなどはあるか。	北九州市が各部署で案内している高齢者のための様々なサービスについては「高齢者のためのサービスガイド」にまとめて掲載しています。市ホームページ内の該当ページ（ http://www.city.kitakyushu.lg.jp/ho-huku/file_0339.html ）をご覧ください。	5	③ (2)
9	断住熱化の P34にあるヒートショック対策はあまり知られていないと思うので、早く進めたほうがいいと思う。	関係部局とも連携し、住宅の断熱化などヒートショック対策の情報提供に取り組んでまいります。【p34】	1	③ (2)	

No	項目	市民意見の概要	本市の考え方	意見内容	対応方向
10	施策に対する意見 その他	郊外では車が使えない高齢者が増えると思うが、そのような高齢者にはどのように対応するのか。	実施施策として「出かけたくなる生活環境づくり」に記載しているとおり、高齢者の移動手段確保に向けて、公共交通を補完する「おでかけ交通（乗合タクシー）」や買い物応援ネットワークなどの取り組みを福祉部局と連携して支援してまいります。【p38】	5	①
11	成果指標に対する意見 住まいの高齢者向け割合	P41、P5のグラフで高齢者が今後減少すると推計されているが、成果指標の「高齢者人口に対する高齢者向け住まいの割合」を今後も増加させていくということによって本当に良いのか。	高齢者人口は平成32年まで増加し、その後横ばいで推移すると見込まれています。 また、高齢者の住まいに対するニーズも多様化しています。 本市では、高齢者人口に対する高齢者向け住まいの割合について、国や福岡県の目標値を踏まえて目標値を設定しています。 なお、高齢者の住まいについては、民間事業者による有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅などの整備状況、市民ニーズ等も踏まえ、供給を促進してまいりたいと考えており、その旨、追記・修正します。	4	②

北九州市住生活基本計画（第 2 期）素案及び 北九州市高齢者居住安定確保計画（第 2 期）素案の修正内容

成果指標に対する市民意見（No. 1 1）

『高齢者が今後減少すると推計されているが、成果指標の「高齢者人口に対する高齢者向け住まいの割合」を今後も増加させていくということで本当に良いのか。』

⇒ 1 2 月の常任委員会でのご意見も踏まえ、関連部分について、高齢者住まい計画は 4 箇所、住生活基本計画の 1 箇所を修正する。

【修正箇所 1：高齢者住まい計画 P29】

5. 将来像と高齢者の居住安定確保のための基本目標と施策／基本目標 1：高齢者のニーズに対応した多様な住まいの確保	
修正前	急速な高齢化の進行、特に、後期高齢者の増加が続いていることから、介護・福祉サービス等と連携したサービス付き高齢者向け住宅の供給をはじめとするニーズに対応した <u>住まいの選択肢を適切に提供</u> することが必要です。
修正後	急速な高齢化の進行、特に、後期高齢者の増加が続いていることから、介護・福祉サービス等と連携したサービス付き高齢者向け住宅の供給をはじめとするニーズに対応した <u>住まいの選択肢を、質の維持・向上や持続可能性を考慮しながら、適切に提供</u> することが必要です。

【修正箇所 2：高齢者住まい計画 P32】

5. 将来像と高齢者の居住安定確保のための基本目標と施策／基本目標 1：高齢者のニーズに対応した多様な住まいの確保／（1）高齢者向けの住宅・施設の供給促進／①高齢者向け賃貸住宅の確保と適切な管理の促進／◆サービス付き高齢者向け住宅の供給促進	
修正前	・高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく「サービス付き高齢者向け住宅」については、国の直接補助制度による供給促進が図られており、市としては「サービス付き高齢者向け住宅」登録制度の広報に <u>努め供給を促進</u> します。
修正後	・高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく「サービス付き高齢者向け住宅」については、国の直接補助制度による供給促進が図られており、市としては「サービス付き高齢者向け住宅」登録制度の広報に <u>努めるとともに、有料老人ホームの整備状況や多様な住まい方のニーズ等を勘案しながら供給を促進</u> します。

※下線部が修正箇所

【修正箇所3：高齢者住まい計画 P41】

6. 成果指標／（1）高齢者の住まいの量に関する成果指標／②サービス付き高齢者向け住宅の累計登録戸数	
修正前	表下部余白部分
修正後	※サービス付き高齢者向け住宅については、民間事業者による有料老人ホームの整備状況及び高齢者の多様な住まい方のニーズ等を勘案しながら、上記の目標値を上限に供給の促進を図ります。

【修正箇所4：高齢者住まい計画 P41】

6. 成果指標／（1）高齢者の住まいの量に関する成果指標																																																					
修正前	ページ下部余白部分																																																				
修正後	<p>■高齢者向けの住まいの内訳</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28年度末 現状値</th> <th>H32年度末 中間目標値</th> <th>H34年度末 目標値</th> <th>H37年度末 備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者人口：A</td> <td>284,531</td> <td>302,822(※1)</td> <td>302,790(※2)</td> <td>301,776(※2)</td> </tr> <tr> <td>生活支援サービスのついた施設・民間賃貸住宅</td> <td>9,015</td> <td>約 10,100</td> <td>約 10,300</td> <td>約 10,600</td> </tr> <tr> <td> 軽費老人ホーム</td> <td>1,120(※3)</td> <td>1,120</td> <td>1,120</td> <td>1,120</td> </tr> <tr> <td> 有料老人ホーム</td> <td>6,613(※3)</td> <td rowspan="2">約 9,000</td> <td rowspan="2">約 9,200</td> <td rowspan="2">約 9,500</td> </tr> <tr> <td> サービス付き高齢者向け住宅</td> <td>1,282</td> </tr> <tr> <td>ケア付き公的賃貸住宅</td> <td>1,491</td> <td>1,521</td> <td>1,521</td> <td>1,521</td> </tr> <tr> <td> 高齢者向け優良賃貸住宅(※4)</td> <td>1,291(※5)</td> <td>1,291(※5)</td> <td>1,291(※5)</td> <td>1,291(※5)</td> </tr> <tr> <td> 高齢者向け市営住宅(ふれあいむら)</td> <td>200</td> <td>230</td> <td>230</td> <td>230</td> </tr> <tr> <td>高齢者向けの住まい：B</td> <td>10,506</td> <td>約 11,600</td> <td>約 11,800</td> <td>約 12,100</td> </tr> <tr> <td>高齢者人口に対する高齢者向けの住まいの割合：B/A</td> <td>3.7%</td> <td>3.8%</td> <td>3.9%</td> <td>4.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p> ※1 国立社会保障・人口問題研究所の人口推計 ※2 国立社会保障・人口問題研究所の人口推計を用いた住宅計画課による試算 ※3 平成29年4月1日時点の値 ※4 民間、北九州市住宅供給公社、福岡県住宅供給公社、都市再生機構（UR）による供給戸数 ※5 サービス付き高齢者向け住宅と重複する住戸を除く </p>		H28年度末 現状値	H32年度末 中間目標値	H34年度末 目標値	H37年度末 備考	高齢者人口：A	284,531	302,822(※1)	302,790(※2)	301,776(※2)	生活支援サービスのついた施設・民間賃貸住宅	9,015	約 10,100	約 10,300	約 10,600	軽費老人ホーム	1,120(※3)	1,120	1,120	1,120	有料老人ホーム	6,613(※3)	約 9,000	約 9,200	約 9,500	サービス付き高齢者向け住宅	1,282	ケア付き公的賃貸住宅	1,491	1,521	1,521	1,521	高齢者向け優良賃貸住宅(※4)	1,291(※5)	1,291(※5)	1,291(※5)	1,291(※5)	高齢者向け市営住宅(ふれあいむら)	200	230	230	230	高齢者向けの住まい：B	10,506	約 11,600	約 11,800	約 12,100	高齢者人口に対する高齢者向けの住まいの割合：B/A	3.7%	3.8%	3.9%	4.0%
		H28年度末 現状値	H32年度末 中間目標値	H34年度末 目標値	H37年度末 備考																																																
	高齢者人口：A	284,531	302,822(※1)	302,790(※2)	301,776(※2)																																																
	生活支援サービスのついた施設・民間賃貸住宅	9,015	約 10,100	約 10,300	約 10,600																																																
	軽費老人ホーム	1,120(※3)	1,120	1,120	1,120																																																
	有料老人ホーム	6,613(※3)	約 9,000	約 9,200	約 9,500																																																
	サービス付き高齢者向け住宅	1,282																																																			
	ケア付き公的賃貸住宅	1,491	1,521	1,521	1,521																																																
	高齢者向け優良賃貸住宅(※4)	1,291(※5)	1,291(※5)	1,291(※5)	1,291(※5)																																																
	高齢者向け市営住宅(ふれあいむら)	200	230	230	230																																																
	高齢者向けの住まい：B	10,506	約 11,600	約 11,800	約 12,100																																																
	高齢者人口に対する高齢者向けの住まいの割合：B/A	3.7%	3.8%	3.9%	4.0%																																																

【修正箇所5：住生活基本計画 P52】

参考資料／○成果指標の解説／指標3：サービス付き高齢者向け住宅の累計登録戸数	
修正前	<p>解説</p> <p>◇高齢社会に対応した住宅ストックの状況を示す指標として、高齢者の暮らしを支援する安否確認や生活相談などのサービスのついたバリアフリー住宅である「サービス付き高齢者向け住宅」の累計登録戸数を設定します。</p>
修正後	<p>解説</p> <p>◇高齢社会に対応した住宅ストックの状況を示す指標として、高齢者の暮らしを支援する安否確認や生活相談などのサービスのついたバリアフリー住宅である「サービス付き高齢者向け住宅」の累計登録戸数を設定します。</p> <p>※サービス付き高齢者向け住宅については、民間事業者による有料老人ホームの整備状況及び高齢者の多様な住まい方のニーズ等を勘案しながら、下記の目標値を上限に供給の促進を図ります。</p>

※下線部が修正箇所